

○公営住宅整備事業等補助要領（平成8年8月30日建設省住備発第83号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p data-bbox="488 295 837 322">公営住宅整備事業等補助要領</p> <p data-bbox="902 387 1115 507">平成8年8月30日 建設省住備発第83号 建設省住宅局長通知</p> <p data-bbox="598 571 1120 598"><u>最終改正 令和7年3月31日国住備第603号</u></p> <p data-bbox="206 662 430 689">第1～第4 （略）</p> <p data-bbox="206 754 716 782">第5 住宅共用部分整備に係る補助金の額</p> <p data-bbox="275 802 324 829">（略）</p> <p data-bbox="206 850 324 877">2 （略）</p> <p data-bbox="206 898 1120 1382">3 住宅共用部分整備に係る費用（前項りに掲げる費用を除く。）について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、前項の規定にかかわらず、令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号。以下「標準建設費等共同通知」という。）第2の規定により算定される主体附帯工事費（建設又は改良に要する費用が、当該主体附帯工事費を下回る場合にあつては、当該建設又は改良に要する費用）に、低層住宅（地上階数2以下のものをいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下のものをいう。）及び高層住宅（地上階数6以上のものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額と前項りに掲げる費用との合計額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができる。</p>	<p data-bbox="1429 295 1778 322">公営住宅整備事業等補助要領</p> <p data-bbox="1843 387 2056 507">平成8年8月30日 建設省住備発第83号 建設省住宅局長通知</p> <p data-bbox="1529 571 2051 598"><u>最終改正 令和6年3月29日国住備第463号</u></p> <p data-bbox="1144 662 1368 689">第1～第4 （略）</p> <p data-bbox="1144 754 1655 782">第5 住宅共用部分整備に係る補助金の額</p> <p data-bbox="1214 802 1263 829">（略）</p> <p data-bbox="1144 850 1263 877">2 （略）</p> <p data-bbox="1144 898 2060 1382">3 住宅共用部分整備に係る費用（前項りに掲げる費用を除く。）について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、前項の規定にかかわらず、令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号。以下「標準建設費等共同通知」という。）第2の規定により算定される主体附帯工事費（建設又は改良に要する費用が、当該主体附帯工事費を下回る場合にあつては、当該建設又は改良に要する費用）に、低層住宅（地上階数2以下のものをいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下のものをいう。）及び高層住宅（地上階数6以上のものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額と前項りに掲げる費用との合計額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができる。</p>

<p>(表略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第8 団地関連施設整備に係る補助金の額</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり<u>4,233千円</u>を限度とする。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ロ 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ハ 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ニ 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） <p>3 (略)</p> <p>第9～第30 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(表略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第8 団地関連施設整備に係る補助金の額</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり<u>3,931千円</u>を限度とする。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ロ 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ハ 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ニ 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） <p>3 (略)</p> <p>第9～第30 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

資料形式(1/1)

項目名	報告年月日

作成済標準業務内容書

資料形式

業務種別	作成済業務種別	作成済業務内容				既行標準業務内容				両者の差異 作成済業務 内容
		支	受	取	納	支	受	取	納	

注1) 標準業務種別と業務内容との関係は、上記の標準業務種別(1)と業務内容の関係とを参照。

1/1

資料形式(1/1)

項目名	報告年月日

作成済標準業務内容書

資料形式

業務種別	作成済業務種別	作成済業務内容				既行標準業務内容				両者の差異 作成済業務 内容
		支	受	取	納	支	受	取	納	

注1) 標準業務種別と業務内容との関係は、上記の標準業務種別(1)と業務内容の関係とを参照。

1/1

